

廃掃法、バーゼル法

両改正案が成立

廃棄物処理法とバーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）の両改正案が9日、参院本会議で可決、成立した。施行は、改正廃棄物処理法が公布から原則1年以内、改正バーゼル法が同1年6カ月以内。改正廃棄物処理法では、不適正処理への対応を強化するため、市町村長および都道府県知事等は、処理業の許可を取り消された事業者等が廃棄物の処理を終了していない場合、これらの者に対し必要な措置を命ずるほか、事業者から排出事業者への通知を義務付けるなどの措置を講じる。一方、改正バーゼル法では、輸出先の国で条約上の有害廃棄物とされている物を、日本でも特定有害廃棄物等として輸出承認を要件化することも、規制対象物を法的に明確化するなどの措置を講じる。